

3. 受講料 1人17,000円

- ・受講資格の審査した後、当協会より請求書を郵送いたしますので銀行振込で納入してください。
- ・別紙の「職業訓練指導員免許取得講習受講料にかかる請求書の発行について」を申込書類に同封して提出してください。
- ・請求書に記載された入金締切日までに必ず入金してください。
締切日までに入金がない場合は、申請受付は無効となります。
(受講料納付後は原則として受講料は返還しません。)

4. 受講資格が生じない方

次の各項に該当する方は、職業訓練指導員免許を取得することができません。

- ・心身の故障により職業訓練指導員の業務を適正に行うことができない者として、厚生労働省令で定めるもの
- ・禁固以上の刑に処せられた方
- ・職業訓練指導員免許の取消を受け、当該取消の日から2年を経過していない方

5. その他

- (1) 申し込みは岩手県職業能力開発協会または別表の職業訓練協会に提出してください。
- (2) 受講資格が学校等の卒業区分の方は資格審査に時間を要しますので事前に当協会までお問合せいただきますようお願いいたします。
なお、添付書類は免許申請時にも必要となりますので写しを1部保管してください。
- (3) 提出した書類に虚偽の申請があった場合は、講習の停止、免許は取消されます。
- (4) 講習申込者が著しく少ない場合、また、新型コロナウイルス感染症拡大等により、講習を中止させていただく場合がありますのでご承知おきください。その場合は受講料を返金いたします。
- (5) 詳細は、岩手県職業能力開発協会にお問い合わせください。